

通学定期券の有効期間延長や払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、高等学校の休校要請が発出されました。それに伴う通学定期券の取扱につきましては、下記の通りとさせていただきます。(選択制)

方法①：払い戻しを行わない場合

通学定期の有効期間を休校になった日数分だけ延長いたします。

方法②：払い戻しを希望される場合

以下のように計算を行い、払い戻しいたします。

A.令和2年4月6日以降から有効の通学定期券の場合

→ 令和2年4月13日を最終使用日とみなし、使用開始日から4月13日のうち平日のみ往復乗車したとして、往復運賃×日数分の金額を差し引いて残額を払い戻しいたします。

例：令和2年4月6日から1年間有効の「勝田⇄那珂湊」通学定期券の場合

→ 土日を除く平日6日間のみを使用したとみなし、発売額 84,000円から
往復運賃 700円×6日=4,200円を差し引き、払い戻し額は 79,800円。

→ 払い戻し手数料 550円は徴収いたしません。

→ 今後、新たに通学定期券を購入する際には、学校から発行される通学証明書が再度必要となります。

B.令和2年4月5日以前から有効の通学定期券の場合

→ 定期券の残りの有効日数が1ヶ月未満の場合、払い戻しできません。

→ 1ヶ月定期券は、最初の7日間以内のみ払い戻し可能であるため、こちらの条件に該当する場合は払い戻しできません。

→ 残りの有効期間が1ヶ月以上ある場合、以下の計算式により払い戻しいたします。

払い戻し額=所定の定期運賃-使用済み月数に相当する定期運賃

※使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の定期運賃を組み合わせで算出します。1ヶ月未満の日数は、1ヶ月使用したもものとして計算します。

使用した月数	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1ヶ月 ×2	3ヶ月	1ヶ月 + 3ヶ月	1ヶ月×2 + 3ヶ月

ご不明な点は、那珂湊駅（TEL：029-262-2361）までお問い合わせください。



日、出づる道。

ひたちなか海浜鉄道株式会社